



# 熊本県公報

## 目次

### 告 示

第三十七期熊本県地方労働委員会委員の補欠委員の推薦

道路の区域変更

〃

道路の供用開始

公 告

熊本県病院事業業務状況の公表

ふるさと熊本の樹木の登録解除

開発行為に関する工事の完了

土地区画整理事業の事業計画の変更認可

ガススクロマトグラフ質量分析装置の一般競争入札の実施

登 載 依 頼

土地収用法に基づく裁決手続開始決定

## 告 示

熊本県告示第九百三十二号

労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号。以下「法」という。）第十九条の十二第

三項の規定に基づき、第三十七期熊本県地方労働委員会委員の補欠委員を任命するため、

労働組合法施行令（昭和二十四年政令第二百三十一号）第二十一条第一項の規定に基づき、

次により労働者委員の推薦を求める。  
平成十三年十二月七日

熊本県知事 潮 谷 義 子

一 推薦する者の資格

熊本県の区域内のみに組織を有し、法第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の当該候補者の推薦に係る熊本県地方労働委員会の認定を得た労働組合

二 推薦される者の資格

委員の任命については法第十九条の四の欠格事項及び国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）、国会法（昭和二十二年法律第七十九号）等に規定する兼職制限又は兼職禁止規定の適用を受ける。

三 推薦期間

平成十三年十二月二十一日から平成十四年一月二十五日まで

四 推薦に必要な書類

1 推薦書

2 法第二条及び第五条第二項に適合する旨の熊本県地方労働委員会の証明書

なお、証明の申請については、次の書類をできるだけ平成十四年一月八日までに熊本県地方労働委員会に提出すること。

（一）労働組合資格審査申請書

（二）労働組合同規約（選挙規程及び会計規程を含む。）

（三）労働協約（覚書及び協定書を含む。）の写し

（四）役員名簿

（五）会社（事業所）の組織表（係別従業員数を記入）

（六）調査表

（七）会計報告書、事務分掌規定等

五 推薦方法

四の推薦に必要な書類のうち、推薦書、労働組合資格審査申請書は、熊本県労働雇用課、熊本県労働相談情報センター及び熊本県地方労働委員会に備え付けてあるので、直接請求すること。

なお、推薦書、四の二の証明書は、熊本県労働雇用課、熊本県労働相談情報センターのいずれかに提出すること。

六 推薦書等の様式

別記第一号様式、別記第二号様式とする。

別記第1号様式

熊本県知事 様	推 薦 書 平成 年 月 日	住 所 労働組合名 代表者氏名 印	
平成 年 月 日付け熊本県告示第 号で推薦を求められた熊本県 地方労働委員会の労働者委員の候補者として、次の者を推薦します。			
氏 名	生年月日 (年 齢)	所属労働組合名及び地位 所属 職 場 名 及 び 地 位	略 歴
(注)略歴については、本籍（都道府県名のみ）・現住所・学歴・職歴等を含めます。 また、必要があれば別紙を用いて記入してください。			

別記第2号様式

※処理番号 熊労委平成 年 (資) 第 号	※受付年月日 平成 年 月 日
熊本県地方労働委員会会長 様	
申請者 (名 称) (代表者氏名)	労働組合資格審査申請書 (住 所) (名 称)
当労働組合は下記事由により、労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合す ることの決定を求めたく証拠書類を添付して申請します。	
記	
1 申請の理由 労働者委員推薦のため 2 証拠書類 (1) 組合規約 (選挙規程及び会計規程を含む。) (2) 労働協約 (覚書及び協定書を含む。) の写し (3) 役員名簿 (別紙1) (4) 会社 (事業所) の組織表 (保別従業員数を記入のこと) (5) 調査表 (別紙2) (6) その他 会計報告書、事務分掌規定等を添付のこと。	
(注) 1 ※印欄は記入しないでください。 2 上記2の(1)、(3)、(4)、(5) は必ず提出してください。	



熊本県告示第九百三十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成十三年十二月七日から六十日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成十三年十二月七日

熊本県知事 潮谷 義子

道路の種類	路線名	区域変更する区間		熊本県知事 潮谷 義子		備考
		前	後	幅員	延長	
一般国道 二二六号	同所	宇土郡不知火町大字松合字救ノ浦 二八一六番二地先から	同 字	三三・〇	五二・〇	区域編入
		二五四番二地先まで	同 字	三五・〇	五一・〇	
主要地方道 本渡	同所	本渡市本町大字本字萬所 三八六四番一地先から	同 字	九・四	七五・〇	交安施設
		三八六〇番一地先まで	同 字	六・四	七五・〇	
"	本渡 五和線同所	本渡市本町大字下河内字後ノ迫 一六八五番一地先から	同 字	一一・五	一一〇・〇	単道改
		一七〇一番三地先まで	同 字	一一・五	一一〇・〇	

二 区域変更する期日 平成十三年十二月七日

熊本県告示第九百三十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道

路の区域を変更する。

その関係図面は、平成十三年十二月七日から六十日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成十三年十二月七日

熊本県知事 潮谷 義子

道路の種類	路線名	区域変更する区間		熊本県知事 潮谷 義子		備考
		前	後	幅員	延長	
主要地方道 熊本 菊鹿線同所	同所	菊池郡七城町大字林原字川原 九七六番六地先から	同 字	七・〇	二六三・〇	単道改
		九七六番六地先から 大字高島字島の上 五六七番一地先まで	同 字	二七・〇	二六三・〇	
"	同所	同 字	同 字	八・〇	七九一・〇	単道改
		同 字	同 字	五八・〇	七九一・〇	

二 区域変更する期日 平成十三年十二月七日

熊本県告示第九百三十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成十三年十二月七日から六十日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成十三年十二月七日

熊本県知事 潮谷 義子

道路の種類	路線名	供用開始する区間		熊本県知事 潮谷 義子		備考
		前	後	幅員	延長	
主要地方道 熊本 菊鹿線同所	同所	菊池郡七城町大字林原字川原 九七六番六地先から	同 字	七・〇	二六三・〇	単道改
		九七六番六地先から 大字高島字島の上 五六七番一地先まで	同 字	二七・〇	二六三・〇	
"	同所	同 字	同 字	八・〇	七九一・〇	単道改
		同 字	同 字	五八・〇	七九一・〇	

二 供用開始する期日 平成十三年十二月七日

公 告

熊本県公告第八百十六号  
 地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第四十条の二第一項の規定に基づき、熊本県病院事業の業務状況を次のとおり公表する。  
 平成十三年十二月七日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県病院事業業務状況説明書

熊本県病院事業の平成13年度上期（平成13年4月1日から平成13年9月30日まで）における業務の状況は次のとおりである。

1 事業の概要

(1) 概況

今期の外来患者は、延人数16,510人、1日平均110.8人で、前年度同期と比較すると、延人数412人、1日平均3.5人の増となっている。

また、入院患者は、延人数32,116人、1日平均175.5人、病床利用率87.7パーセントで、前年度同期と比較すると、延人数282人、1日平均1.5人、病床利用率0.7パーセントの増となっている。

(2) 患者の状況

① 外来患者の状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	計
延人数	2,551	2,789	2,744	2,941	2,920	2,565	16,510
1日平均	106.3	116.2	105.5	117.6	108.1	111.5	110.8

② 入院患者の状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	計
定床	200	200	200	200	200	200	
延人数	4,956	5,199	5,059	5,671	5,790	5,441	32,116
1日平均	165.2	167.7	168.6	182.9	186.8	181.4	175.5
利用率	82.6%	83.9%	84.3%	91.5%	93.4%	90.7%	87.7%

③ 入退院調

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	計
入院者数	40	46	46	40	39	37	248
退院者数	45	41	40	29	41	39	235
月末患者数	162	167	173	184	182	180	